

		<p>受療証の検認及び更新について準用する。</p> <p>11 認定を受けた被保険者に係る第15条第1項（第20条において準用する場合を含む。）に規定する届書（第2条、第3条、第5条、第5条の2、第5条の4、第5条の8、第5条の9及び第9条から第10条の3までの届書を除く。）には、当該届出に係る被保険者証に加えて、当該被保険者に係る特定疾病受療証を添えなければならない。</p> <p>健康保険法施行令第41条第9項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病（昭和59年厚生省告示第156号）参照</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成27年4月1日設定（令和3年10月1日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	1週間程度
	設 定 等 年 月 日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）